

# 猫を飼われている方へ


## 1. 不妊手術を検討しましょう

子猫が生まれても飼えない場合には、事前に不妊手術（避妊手術、去勢手術）を受けてください。「子猫が産まれても、貰い手がすぐに見つかるだろう」という考えが見込み違いになってしまうケースが多く見られます。「手術を受けさせるのはかわいそう」という人がいます。でも、もしかしたら不幸な猫を増やす結果につながっているかもしれません。

迷惑の対象にな  
ってしまった猫

ホームレス  
猫

病気や交通事故  
で死んでしまう

 不幸な猫を増やさないためにも、不妊手術をご検討ください。

## 2. 多数飼育は届出が必要です

埼玉県では、多数の動物を飼育した場合、飼い方によっては動物の健康や安全が損なわれたり、臭いや鳴き声で生活環境の悪化を招くことを防止するために、多数飼育の実態を把握し、必要に応じて飼い主にアドバイスや指導などを行っています。多数飼育の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は罰せられてしまいます。

【対象者】 犬・猫（生後 90 日以内のものを除く）を合計 10 頭以上飼育する人

※以下の方は届出の対象外です。

1. 動物愛護法第 10 条第 1 項に基づく登録を受けた人（ペットショップ、ブリーダーなど）
2. 同法第 24 条の 2 に基づく届出を行った人（動物愛護ボランティア団体など）
3. その他規則で定める人（動物病院開設者など）

お問い合わせ

埼玉県 保健医療部 生活衛生課 ☎048-830-3605

「猫のためにいいことをしているのだから」という主張は自己中心的な理由であって、他人に対しては押しつけになることもあります。「ご近所に迷惑がかかっていないか？」という配慮があって、はじめて理解を得ることができません。猫と接するときは、十分な愛情と責任を持ってふれあうようにしましょう。

滑川町役場 環境課 生活環境担当  
☎0493-56-6909